

平成 27 年度 研究費の執行管理に係る誓約書

私は、研究費の不正使用等が、本学の信用を失墜されるなど、大学全体に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、不正を行わないこと、それに加担しないことを約束します。また、受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費等の外部研究費、及び基礎研究費等の内部研究費について、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程及び横浜市立大学研究費執行マニュアル、その他関係する法令等を遵守し、適正かつ効率的に執行管理することを約束します。

研究費は税金を原資としているため、説明責任が生じること、万が一、不正を行った場合、それに加担した場合には、本学の規則等に則り、責任の負担が課せられることを十分認識して、適正な執行管理を行います。

さらに、研究に関するコンプライアンス教育・研究倫理教育への受講、研究費に関する説明会への参加等により、本学の執行ルール等を理解するよう努めます。

平成 年 月 日

事務職員等の氏名(自署)

研究費に関する自己チェック表

- 研究費の不正使用等が、本学の信用を失墜されるなど、大学全体に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、研究費の執行管理事務を行う。
- 「公立大学法人横浜市立大学会計規則」「公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程」等の関係法令及び横浜市立大学研究費執行マニュアルに基づき、適正に研究費を執行管理する。
- 研究費については、税金を原資としていることを十分理解し、適正かつ効率的に執行管理する。
- 研究費の取扱いについては、説明責任、弁償責任（研究費不正使用等による返還）等、責任が生じることを理解し、執行管理する。
- 支払いに必要な証拠書類は責任を持って管理する。
- 特定の企業との関係に疑いをもたれないよう、契約に際しては発注企業が偏らないよう注意する。
- 研究費で購入した物品等は、法人が所有するものであることを十分認識し、適正に管理する。
- 全ての研究費は公的に機関管理すべきものであるため、研究費は研究者個人で管理させない。
- 研究費に関する説明会等には、積極的に参加し、理解に努める。
- 研究費及び研究活動に関するコンプライアンス教育・研究倫理教育を受講し、その理解に努める。
- 各種監査の際には協力する。

【不正使用の例】

- ◆ 架空発注により研究費をプールして使用すること。使用の目的が私用でなくても（研究に使用しても）、不正行為です。
- ◆ 虚偽の発議（納品、請求内容と実態が異なる発議、証拠書類の改ざん等）により、研究費を使用すること。
- ◆ 研究と関係のない目的に使用すること。
- ◆ 研究費で取得した物品等を私物化すること。

【不適切な使用の例】

- ◆ 発議の遅延
- ◆ 証拠書類の紛失